

同窓会会則

● 総 則

1. 本会は会員の親睦と学術の交流および長崎大学工学部情報システム工学科の隆盛を図り、以って科学技術の発展に資することを目的とする。
2. 本会は「長情同窓会」と称する。
3. 本会はその目的を達成するために適当なる事業を行う。
4. 本会の事務局は長崎大学工学部情報システム工学科に置く。
5. 本会には支部を置くことができる。

● 会 員

1. 本会は長崎大学工学部情報システム工学科の卒業生、大学院修了生およびこれに準ずるものを正会員とする。
2. 情報システム工学科に所属している在學生で入会金および終身会費として10,000円を納入したものは仮会員とし、卒業後に正会員とする。ただし、退学した場合には10,000円を無利子で返すものとする。
3. 卒業、修了後に正会員として入会を希望する者は、入会金および終身会費として10,000円を納入する。
4. 現および旧教職員は名誉会員とする。

● 役 員

1. 本会は下記役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長（会計、名簿係）	1名
事務局員	若干名
幹事	卒業年度ごとに若干名

2. 役員は会員の中から選任し、総会で承認する。
3. 役員の任期は次の総会までとし、再任は妨げない。
4. 役員会は本会の予算、決算、会則に関する件、その他重要な事項を議決する。
5. 役員会は、会長が召集する。
6. 幹事が役員会に出席できない場合は、代理人を立てることができる。
7. 役員会は、全会員の1/3以上の出席（委任状および代理人を含む）を以って成立し、議事は出席員の過半数でこれを決する。

● 総 会

1. 総会は原則として5年に一度開く。
2. 役員会で必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
3. 総会は、全会員の1／3以上の出席(委任状および代理人を含む)を以って成立し、議事は出席員の過半数でこれを決する。

● 会 計

1. 本会の資産は、入会金、会費、寄付金およびその他の諸収入による。
2. 会の会計は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

● 附 則

この会則は、平成16年4月1日より効力を発する。